

ドメイン名登録規則の 改訂について

松丸 真紀子

(社)JPNIC 業務部 第1課


ドメイン名登録規則等の改訂

- 1999年9月1日公開、12月1日実施
- 改訂となる文書および書式
 - ドメイン名登録等に関する規則
<http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/rule.forthcoming.html>
 - ドメイン名登録申請等の方法と様式
<http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/form.forthcoming.html>
 - ドメイン名に関する各種申請書式(書式バージョン2.1)
<http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/new-rule/index.html>

本日の説明事項

- 「ドメイン名登録等に関する規則」の改訂内容とその理由
- ドメイン名に関する各種申請書式の改訂内容とその理由
 - － ドメイン名登録申請等の方法と様式
 - － ドメイン名に関する各種申請書式

「ドメイン名登録等に関する規則」の 改訂内容とその理由



「ドメイン名登録等に関する規則」の改訂内容

- (1) 申請書や添付書類に関する規定を追加
- (2) 組織の不成立等による仮登録の廃止およびネームサーバの未設定による廃止の際の「再度の登録ができない期間」の延長
- (3) 移転申請時に必要な添付書類を明記
- (4) ACドメイン名の代表者を追加
- (5) ORドメイン名の登録組織種別の追加
- (6) EDドメイン名の登録組織種別の追加
- (7) 地方公共団体の登録組織種別及び登録資格を明確化
- (8) 個人の印鑑登録証明書は、サイン証明書で代替可能
- (9) その他の字句訂正

(1) 申請書や添付書類に関する規定を追加

- 世界中の言語を理解することは困難
- 申請書や添付書類に記述する言語は、基本的に日本語とする
 - JPDメインの登録者は、日本に存在していることを条件としているため
- 改訂された条文
 - 第5条第2項

(2) 組織の不成立等による仮登録の廃止 およびネームサーバの未設定による廃止の 際の「再度の登録ができない期間」の延長

■ 再度の登録ができない期間を2ヶ月に延長

- ネームサーバ未設定状態(登録状態)から再度の登録ができない状態(抹消状態)へ遷移すると同時に同時申請期間(1ヶ月)となっている
- ネームサーバ設定を申請できる期間と同時申請期間が連続的に設けられており、混乱が発生
- 混乱を回避するため、期間を2ヶ月に延長

■ 改訂された条文

- 第23条第2項(仮登録の廃止)
- 第27条第2項(ネームサーバ未設定による廃止)

(3) 移転申請時に必要な添付書類を明記

- 移転申請時に必要な添付書類を規則に反映
 - 1998年3月の規則改訂より実施し、実例や審査経験が蓄積してきたため
- 改訂された条文
 - 第29条第3項
 - 別紙「ドメイン名移転の際に必要なとなる書類」
 - ※ただし、理事会の個別の承認が必要となる場合、別途書類の提出を求める場合がある

(4) ACドメイン名の代表者を追加

- (a)に「設置者の代表者または長」を追加
 - 私立の大学／短大／専門学校などの場合、設置者である学校法人の理事長を代表者とすることが可能

(5) ORドメイン名の登録組織種別の追加


■ 追加された登録組織種別

- 特定非営利活動法人(NPO法人)
 - ・ 特定非営利活動促進法の施行に伴う追加
- 外国の会社以外の法人の在日支部その他の組織
 - ・ 外国で法人格を持つ組織の在日支部など
- 外国の在日友好・通商・文化交流組織
 - ・ 外国の在日商業会議所など



(6) EDドメイン名の登録組織種別の追加

- 追加された登録組織種別
 - 中等教育学校
 - 学校教育法の改正に伴う追加



(7) 地方公共団体の登録組織種別
および登録資格を明確化

- 都道府県・市町村区(普通地方公共団体)
 - － 地方公共団体ドメイン名を登録可能
- 複数の市町村区にまたがる事務組合など
(特別地方公共団体)
 - － **OR**ドメイン名を登録可能

(8) 個人の印鑑登録証明書は、
サイン証明書で代替可能

■ サイン証明書

－ 公証人その他発行権限を有する組織において発行されたものは、印鑑登録証明書と同等の効力を有する


→ 個人の印鑑登録証明書が必要な申請に関しては、サイン証明で代替可能



(9) その他の字句訂正

- 不適切な表現の訂正
- 説明の明確化のための訂正

ドメイン名に関する各種申請書式の 改訂内容とその理由



ドメイン名に関する各種申請書式の改訂内容

- (1) ドメイン名廃止届け出のための書式の分類
 - 12月1日より有効となる各種申請書式(書式バージョン2.1)
 - 現在有効な各種申請書式(書式バージョン2.0)
- (2) ドメイン名登録申請等の取次制度実施に伴う修正
- (3) ドメイン名登録原簿記載事項変更届けに申請仲介者情報を追加
- (4) EDドメイン名申請時の申請書記入方法を追加
- (5) その他の字句訂正

(1)ドメイン名廃止届け出のための書式の分類

- 廃止届出のための書式
 - 任意団体以外の組織(DD-IN-2.1)
 - 任意団体(DD-GR-2.1)
 - ネットワークサービス(DD-NE-2.1)
- これまでは共通の書式
 - 記載すべき内容が異なるため、分類

12月1日より有効となる各種申請書式 (書式バージョン2.1)

- ドメイン名登録申請書(3種類)
- ドメイン名および登録原簿記載事項変更申請書(3種類)
- ドメイン名登録原簿記載事項変更届け(3種類)
- ドメイン名廃止届け(3種類)
- ドメイン名仮登録申請書(1種類)

現在有効な各種申請書式
(書式バージョン2.0)

- 2000年1月31日まで受付可能
(1999年12月1日～2000年1月31日は2.0、2.1の
両書式バージョンの併用期間)
- 2000年2月1日以降は2.0の書式は受付不可

(2)ドメイン名登録申請等の取次制度 実施に伴う修正

- 「業務委任会員」という用語を他の適切な用語に置き換え
 - **1999年4月1日**より取次制度実施
 - 業務委任制度の廃止

(3)ドメイン名登録原簿記載事項変更届けに 申請仲介者情報を追加

- 申請仲介者情報の項目を設ける
 - 仲介者情報を記述できるようにした

(4) EDドメイン名申請時の申請書記入方法を追加

- 「ドメイン名登録申請等の方法と様式」に以下の説明を追加

- 3.2 各書式に共通の項目の説明

組織情報／新組織情報: の [組織名]

「EDドメイン名で、予約ドメインが登録されている組織が申請を行う場合には、予約されている組織名を記入して下さい。」

- 3.3 ドメイン名登録申請メールの書式に共通の項目

[登録済みドメイン名]

「EDドメイン名の登録を申請する場合で、予約ドメイン名がある場合には、その予約ドメイン名を記入して下さい。予約ドメイン名がない、もしくは不明な場合は省略可能です。」



(5) その他の字句訂正

- 不適切な表現の訂正
- 説明の明確化のための訂正

参考資料、問い合わせ窓口

- 参考資料

- アナウンス文「ドメイン名登録等に関する規則、ドメイン名登録申請等の方法と様式および申請書式の改訂について」

<http://www.nic.ad.jp/jp/topics/archive/19990902-03.html>

- 問い合わせ窓口

query@domain.nic.ad.jp